

令和3年度原子力施設等防災対策等委託費(環境放射能水準調査(放射能分析))事業(令和2年度補正繰越分)に係る入札可能性調査実施要領

令和3年4月23日
原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
監視情報課放射線環境対策室

原子力規制庁では、令和3年度原子力施設等防災対策等委託費(環境放射能水準調査(放射能分析))事業(令和2年度補正繰越分)の受託者選定に当たって、一般競争入札(価格及び技術力等を考慮する総合評価方式)に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、下記1.事業内容、2.事業実施条件に記載する内容において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札(価格及び技術力等を考慮する総合評価方式)を実施した場合、参加する意思を有する方は、3.登録内容について、5.提出先までご登録をお願いいたします。

1.事業内容

(1)委託業務の題目

令和3年度原子力施設等防災対策等委託費(環境放射能水準調査(放射能分析))事業(令和2年度補正繰越分)

(2)委託業務の目的

47都道府県の環境放射能水準調査及び本業務の受託者が採取した環境試料について、放射能分析を実施し、全国の環境放射能の水準を把握することにより、放射線監視等交付金事業による放射線監視結果との比較検討に資する。また、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、福島県における空間放射線量の調査を行う。

原子力発電施設等立地・隣接道府県(以下24道府県とする)において、原子力発電施設等から放出される放射性物質が周辺環境に与える影響を調査するための環境放射線監視に必要な施設等の整備及び原子力発電施設等の周辺における環境放射線の調査等を行うための交付金事業

(3)委託業務の内容

原子力施設等防災対策等委託費(環境放射能水準調査(放射能分析))事業では、自治体等の分析機関が実施する環境放射能分析の信頼性及び妥当性を確保するために精度管理を行っている。精度管理はISO/IEC17043:2010「適合性評価-技能試験に対する一般要求事項」(JIS Q 17043:2011)に基づき実施しており、精度管理に使用する標準試料は、均質性及び安定性が確実に担保されていなければならない。本事業では、蛍光X線分析装置を調達して標準試料の均質性及び安定性を確認し、標準試料としての適性を評価する。対象となる標準試料の様態には固体、液体があるため、その両方について対応できる装置を整備する必要がある。試料の受け渡し等も含め詳細については別事業にて原子力規制庁が試料作製を委託している者と調整すること。担当者の連絡先は原子力規制庁から提供する。

(4) 納品物

委託業務成果報告書

3部

委託業務成果報告書及び本事業で収集・作成したデータを格納した電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 1式

(5) 納品場所

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室

(6) 委託業務実施期間

契約締結日から令和4年3月31日

(7) 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、受託業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において受託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、受託業務において受託者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー
<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

(8) 守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開情報を如何なる者にも漏洩してはならない。

受託者は、本受託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良なる管理者の注意をもって管理し、本受託業務以外に使用してはならない。

(9) その他

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、原子力規制庁と協議を行い決定するものとする。

2. 事業実施条件

- ・国が無償貸与する機材は、受託者の責任において許可を受けた場所に移転し、適切に管理すること。
- ・国が無償貸与する機材の移転にかかる費用は受託者が全て負担すること。
- ・国が無償貸与する機材を設置可能な規模の施設を有していること。

3. 登録内容

事業者名

連絡先（住所、TEL、FAX、E-Mail、担当者名）

4. 留意事項

- ・登録後、必要に応じて事業実施計画などの概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は庁内で閲覧しますが、事業者に断りなく庁外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。

5. 提出先

郵送またはメールにてご提出願います。

【提出先】〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9

原子力規制委員会

原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ

監視情報課 放射線環境対策室

鶴田 莉久 宛て

【mail】 nra.contact.025a.j5y@ks.nsr.go.jp

(登録例)

令和 年 月 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ
監視情報課 放射線環境対策室

令和3年度原子力施設等防災対策等委託費(環境放射能水準調査(放射能分析))
(令和2年度補正繰越分)事業について

令和 年 月 日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録いたします。

登録内容

事業者名

連絡先

住所

TEL

FAX

E-Mail

担当者名